

令和3年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和4年2月25日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和4年2月25日(金) 午後2時

出席委員 8名

1番 伊藤 正敏 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄 6番 加藤 勲

7番 日下部 錠一 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

農地利用最適化推進委員 0名

欠席委員 6名

2番 酒井 温司 5番 中野 浩光 8番 岩田 房喜 9番 鈴木 正

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

欠席農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第20号】 農地法第5条の規定による許可申請 …… 4件

【議案第21号】 相続税の納税猶予に関する適格者証明について …… 1件

【議案第22号】 農用地利用集積計画について …… 2件

【議案第23号】 農用地利用計画変更の申出 …… 1件

(2) 報告案件について

【報告第26号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 3件

【報告第27号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 13件

2 その他

事務局 皆さん、こんにちは。

今月の委員会もまん防が延長されたため、少人数での開催といたします。皆様、確定申告など年度末でご多忙とは存じますがご出席いただきありがとうございます。

それでは只今より令和3年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席者は8名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては、3名とも欠席となります。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。

本日は10番 後藤章（ごとう あきら）委員と11番 後藤章正（ごとう ふみまさ）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第20号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 4件

【議案第21号】

・相続税の納税猶予に関する適格者証明書について ……… 1件

【議案第22号】

・農用地利用集積計画について …………… 2件

【議案第23号】

・農用地利用計画変更の申出 …………… 1件

（2） 報告案件について

【報告第26号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 3件

【報告第27号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 13件

（3） その他

それでは、【議案第20号】農地法第5条の規定による許可申請4件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第20号、R3-25番をご覧ください。

申請地は、_____番、____番で登記・現況共に田で合計面積は_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、名古屋市に本店を置く事業者です。

今回の転用は、社員及び一時保管用車両等の駐車所の設置を目的としたものです。

現在、社員及び一時保管用車両の駐車場は店舗の周辺に50台分を確保しておりますが、近年、中古車の需要が増加しており、在庫を確保するため、また社員の増員を予定しているため、駐車場の整備が急務となっております。

土地の選定については、防犯上の観点から、店舗付近で選定した結果、申請地の土地所有者の了承が得られたので本申請に至りました。

申請地は、名古屋高速春日入口から概ね300mの区域にある農地のため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）-a-(b)に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、特段の問題はございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事務局 議案第20号、R3-26番をご覧ください。

申請地は、_____番で登記畑、現況休耕畑で面積は_____㎡です。受

人及び渡人は議案書のとおりです。分家住宅を目的とした申請です。申請者は、清須市内で子ども2人を含む4人で生活しております。

現在の居宅では、子どもの成長を考えると手狭であるため、専用住宅の建築を計画しました。

しかし、申請者に自己所有地はなく、不動産業者へ足を運びましたが、希望に添う部物件がありませんでしたが、申請者の父より申請地で建築を了承され本申請に至りました。

申請地は、名鉄丸の内駅から約600m以内の区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）-a-bに該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

丹羽委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事務局 議案第20号、R3-27番をご覧ください。

申請地は、____番__、____番__、____番__、____番__、____番__、____番__、____番__、____番__、____番__、____番__、____番__、____番__で登記・現況共に畑で面積は____m²です。受人及び渡人は議案書のとおりです。道路築造を目的とした申請です。

申請地に接する当該路線について、当初計画では幅員4mでの整備を行う方針となっておりましたが、道路を幅員6mで整備することを望む声が大きくなったこと。また、当該路線は、側溝がない状態であり、ゲリラ豪雨時には、雨水の流入が見られておりました。

通常、____が地区外単体を整備することは困難と考えますが、今回の申出範囲については、整備した道路と地続きになっていることや、

農地への雨水流入を早急に解決するためにも一体的に整備すべきと考え、当該路線の整備を含んだ変更事業計画を立案し、整備することについての同意を得て、変更認可申請を提出し、知事の認可を得ております。

また、道路を整備することについて、市の道路管理者と協議した結果、緊急性を有するものとして、迅速に対応する必要があるため施工するものです。

申請地は、水管、ガス管が埋設されている幅員 4m 以上の道等の沿道の区域で、おおむね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設がある区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－a－（b）に該当するため、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件は後藤章正委員の地元となりますが
後 藤 委 員 特に問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第 20 号、R3-28 番をご覧ください。

申請地は、_____番、____番、____番、____番で登記・現況共に田となっており合計面積は____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場を目的とした申請です。

申請者は、清須市内に事業所をかまえる運送業者です。

今回の申請は、新型コロナウイルスによる外出自粛により、ネット通販の利用が増加し、運送業務の需要が高まったことに伴い、事業拡大の

ためトラックの購入するための駐車場を確保するものです。

申請者には所有地はなく、既存駐車場の隣接地で計画しておりましたが、地権者からの了承を得ることができず、既存駐車場付近の申請地を選定し、地権者より承諾をえられたため本申請に至りました。

申請地は、名古屋高速春日出口から概ね 300m の区域にある農地のため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－a－（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件は私の地元となりますが、特段問題はありません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして【議案第21号】相続税の納税猶予に関する適格者証明書について議案とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第21号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。被相続人の死亡により令和3年6月4日に相続が発生しました。相続人は被相続人の長男で、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、_____番の水田1筆で面積は____m²です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件であります。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項、第2項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われま。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりましたが、意見等ありますでしょうか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、証明書を発行することといたします。

続きまして【議案第22号】農用地利用集積計画について2件を議案とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 【議案第22号】農用地利用配分計画について説明します。5, 6ページをご覧ください。

農地の貸し借りについては、農地法第3条許可一般的ですが、本件は公益財団法人愛知県農業振興基金がとりまとめている中間管理機構という機関に申請し、農地の貸し借りを行うものです。

農地の出し手および受け手については議案書のとおりです。

受け手の___さんはレジャー農園を借りて耕作しておりましたが、レジャー農園の閉鎖に伴い、今後も営農の希望があるため新規で農地を借り受け耕作するものです。

農業委員会に諮った後、中間管理機構に書類を送付し、賃借の利用権設定を行うものとなります。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして【議案第23号】農用地利用計画変更の申出について議案とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。

申出者は_____で申出地は、_____番、_____番、地目は2筆とも畑で面積は合計___m²です。

申出者は清須市内で紙の製造・販売を行う事業者です。

申出の理由について、現在従業員用の駐車場が慢性的に不足しており、新たに駐車場を確保するための申出です。

市街化区域及や市街化調整区域の白地で土地探しましたが、地権者からの承諾を得ることができず、事業所北側の申請地について地権者に承諾を得ることができたため、今回の申出となりました。

該当地は農用地の周辺部でもあり、転用面積も目的に対し過大ではなく、農地を分断することはありません。

また農地転用許可関係として、農地区分は運用通知のエーアー（a）ーbに該当し第3種農地となり、農地法の許可基準はエー（イ）該当するため「許可できる」と判断されます。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして【報告第21号】及び【報告第22号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。事務局に説明を求めます。

事務局（第4条届出）では、読み上げさせていただきます。

番号 R3-25、_____番__で登記現況共に畑です。

こちら丹羽委員お願いします。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 R3-26、_____番__で登記畑、現況宅地です。

こちら岩田委員の案件となりまして、事前に問題なしと確認しております。

事務局 続きまして番号 R3-27、_____番__、__番__で2筆とも登記・現況田です。

こちら小崎推進委員の案件となりまして、事前に問題なしと確認しております。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上です。
続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み上げさせていただきます。

番号 R3-97、_____番__で登記田、現況畑、53番6で登記・現況共に田です。

こちら、小崎推進委員の案件となりまして、事前に問題なしと確認しております。

続きまして、番号 R3-98、_____番、__番で共に登記・現況畑です。

こちら、丹羽委員お願いします。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-99、_____番__で登記・現況共に畑です。

こちら山田委員お願いします。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-100、_____番__で登記田、現況畑です。

こちら加藤委員お願いします。

加藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-101、_____番__で登記・現況畑で、_____番__で登記畑、現況宅地です。

こちら加藤委員お願いします。

加藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-102、_____番__で登記田、現況畑です。

こちら伊藤委員お願いします。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 R3-103、_____番で登記・現況共に田です。

こちら小崎推進委員の担当となりまして、事前に問題なしと確認しております。

事務局 続きまして、堀田推進委員の担当案件が続きますので、まとめて説明させていただきます。

番号 R3-104、_____番で登記畑、現況宅地です。番号 R3-105、_____
_____番で登記・現況共に畑です。番号 R3-106、_____番、_____
____番__で登記畑、現況雑種地です。番号 R3-107、_____番で登
記・現況共に畑です。番号 R3-108、_____番__で登記畑、現況宅地
です。番号 R3-109、_____番、__番で登記・現況田です。

以上はすべて、堀田推進委員より、事前に問題なしと確認しております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和4年3月25日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階
大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和3年度第11回農業委員会を閉会します。

皆さんお疲れ様でした。

今

—終了時刻午後2時40分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、
農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。